

中央社会保険医療協議会
保険医療材料専門部会（第94回）議事次第

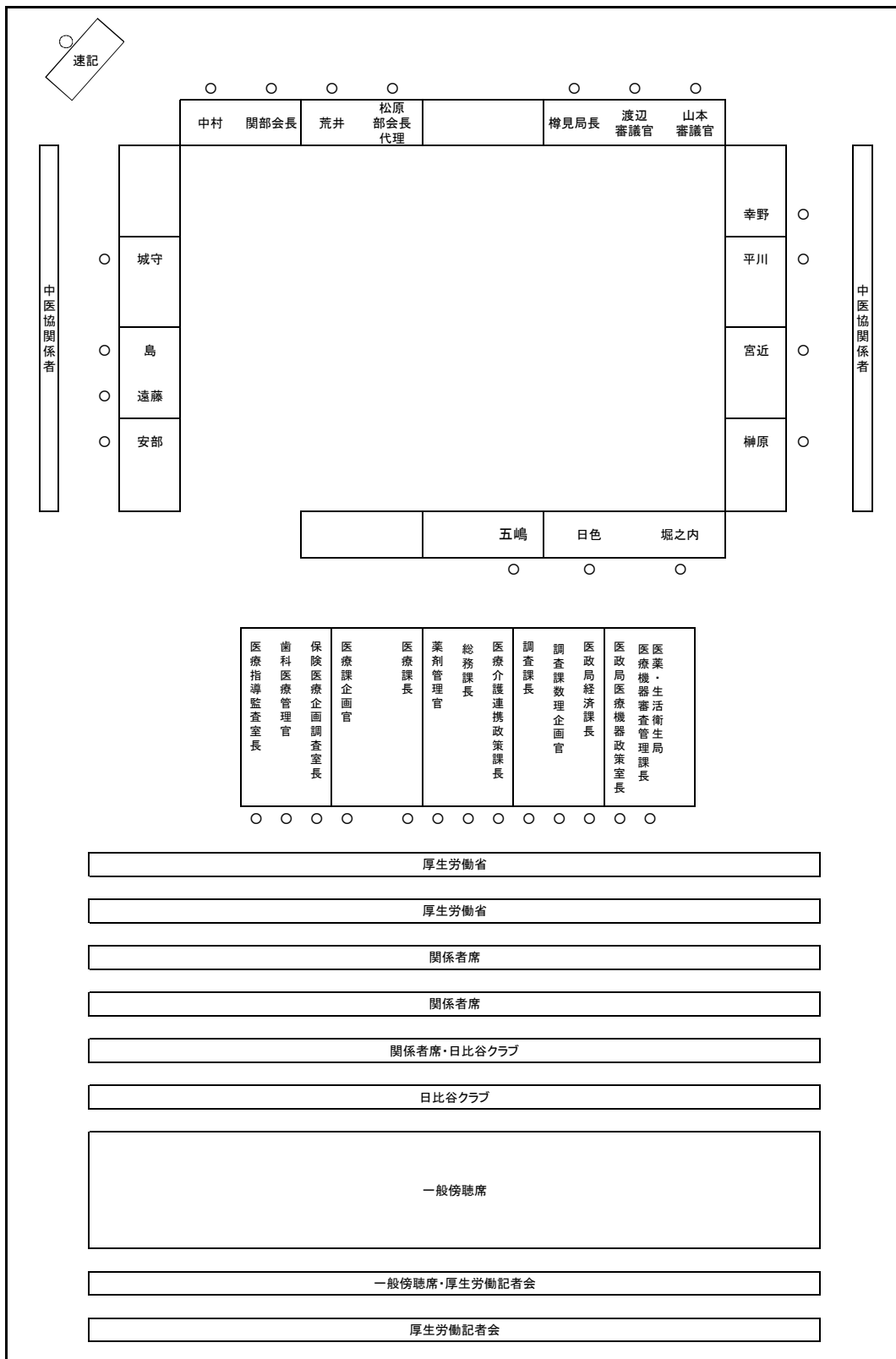
平成30年11月14日(水) 薬価専門部会終了後～
於 TKP市ヶ谷カンファレンスセンター
大ホール（8階）

議 題

○消費税引上げに伴う材料価格改定に向けた論点整理について

中央社会保険医療協議会 保険医療材料専門部会座席表

日時:平成30年11月14日(水) 薬価専門部会終了後～
会場:TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 大ホール(8階)



消費税引上げに伴う材料価格改定に向けた 論点整理について（案）

趣旨

- 消費税率引上げに伴う材料価格改定については、これまでも、その時の実勢価に対して消費税率分を上乗せする形をとっているところ、平成30年9月26日の中医協総会で、改定の趣旨、時期等について、中医協総会、各部会等で議論することについて了承された。
- 保険医療材料専門部会においては、2019年10月の消費税率引上げに伴う材料価格改定を2019年度に行う際の具体的な方法について検討したい。

論点1：改定の趣旨

論点（平成30年10月31日保険医療材料部会資料）抜粋

- 平成30年10月17日中医協総会では、「来年実施予定の材料価格の調整は、消費税引上げ分を適切に材料価格に転嫁するための特例的な措置と理解している」との意見が、関係業界から述べられた。
- 来年度に実施する材料価格改定は、
 - 消費税率の引上げに伴い必要となるものであり、適正な消費税の転嫁を行う観点から、実勢価を踏まえ材料価格改定を行うものであること、
 - また、実勢価に対して、消費税率分を上乗せすることが必要であること、
 - 通常材料価格改定とは異なる臨時的な改定であること、を基本として実施すべきと考えるかどうか。

中医協での意見（平成30年10月31日保険医療材料部会）

- 今回の材料価格改定は消費税率の引き上げに伴い必要なものであると認識している。
- 適正な消費税の転嫁を行う観点から、実勢価を踏まえ材料価格改定を行うものである。
- 2020年4月には通常診療報酬改定が控えており、今回は、通常薬価改定とは異なる臨時的な改定であると考え。2020年の通常改定に影響が出ないように十分留意すべき。（薬価部会）

対応の方向性

- 今回の改定は、消費税率の引上げに伴い、適正な消費税の転嫁を行う観点から実勢価を踏まえ材料価格改定を行うものであり、通常の方法とは異なる臨時的な改定であると考えられるべきではないか。
- 2020年の通常改定に影響が出ないように十分に留意しつつ、今回の改定の趣旨に沿った改定内容とすべきではないか。

論点2：改定の時期

論点（平成30年10月31日保険医療材料部会資料）抜粋

- 平成30年10月17日中医協総会では、「9月26日の中医協総会で示された「消費税引上げに向けた今後の進め方について」の【改定時期】に示された考え方『来年10月に実勢価を踏まえた上で上乗せすることが自然と考えられる』に賛同する。」との意見が、関係業界から述べられた。
- 仮に、実勢価改定を来年10月とした場合、改定後の実勢価の調査等に一定の期間（約5ヶ月）を要することから、改定後の実勢価を2020年度の改定に反映できない。この課題についてどう考えるか。

中医協での意見（平成30年10月31日保険医療材料部会）

○改定時期について

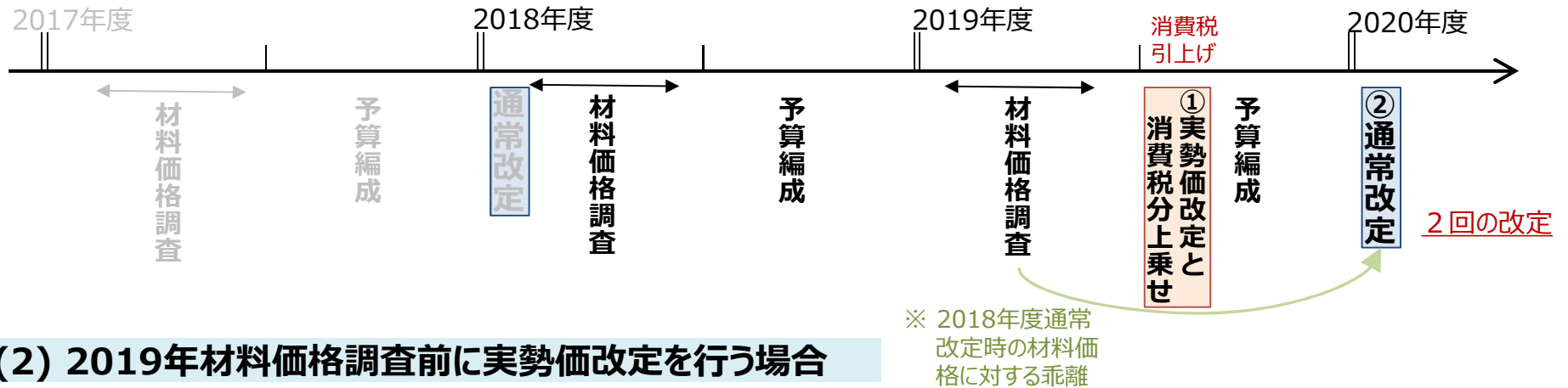
- 改定の趣旨を踏まえると、来年10月に実勢価を踏まえた上で上乗せすることが自然と考えられる。
- 2018年実施の実勢価調査を基に来年10月とは異なる時期に改定を行うことも検討してはどうか。
- 薬価改定の動向を踏まえて対応すべきではないか。
- 2019年度の4月や5月に改定を行って、さらに10月にも改定を行うことには反対。（薬価部会）
- データ入替えや薬価交渉などの現場の実務的な負担も鑑みて、簡素な方法をとるべきではないか。（薬価部会）

○2020年度改定について

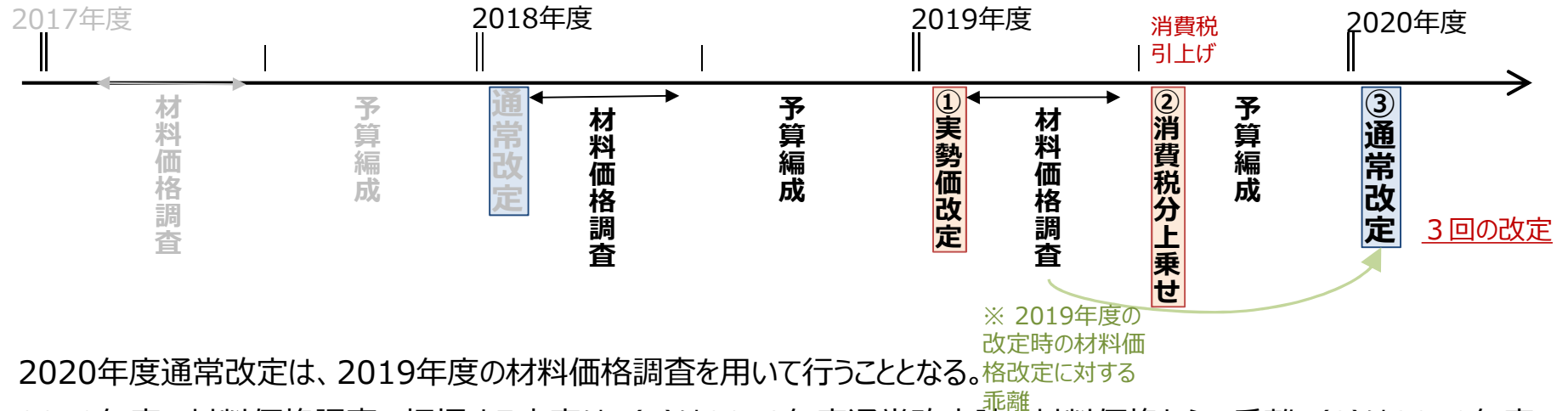
- 実勢価改定を来年10月とした場合、改定後の実勢価を2020年の通常改定に反映できないことから、2020年の通常改定において、何らかの特例的なルールが必要ではないか。
- 2020年度の改定もできるだけ実勢価を反映した改定とすべき。どのようなことが可能か研究すべき。（薬価部会）

スケジュールのイメージ

(1) 消費税引上げと実勢価改定を同時に行う場合



(2) 2019年材料価格調査前に実勢価改定を行う場合



- 2020年度通常改定は、2019年度の材料価格調査を用いて行うこととなる。
- 2019年度の材料価格調査で把握する内容は、(1)は2018年度通常改定時の材料価格からの乖離、(2)は2019年度の実勢価改定（2018年度通常改定時の材料価格からの乖離を踏まえたもの）での材料価格からの乖離、となる。
- 改定の回数は(1)と(2)で異なる。
- 消費税分上乗せ後の実勢価の動向を実務上反映できない点は(1)と(2)で同じ。

(これまでの通常改定も改定前年度の材料価格調査で把握した実勢価を基にしており、材料価格調査後の実勢価の動向は実務上反映できていない。)

論点2：改定の時期（続き）

対応の方向性

- 改定の時期については、最終的には政府の予算編成過程で定まることになるが、上記を踏まえ、中医協としては、当面、実勢価改定と消費税引上げ分の上乗せを同時に行うことが自然であるとの認識の下、必要な改定ルールの適用等を検討していくこととしてはどうか。
- この上で、実勢価改定と消費税引上げ分の上乗せが同時に行われない場合には、異なる対応が必要な事項について、改定の時期が定まった際に速やかに必要な検討、修正等を行うこととしてはどうか。

論点3：改定の算定式

論点（平成30年10月31日保険医療材料部会資料）抜粋

- 直近の消費税引上げがあった平成26年度は、通常の改定年度であり、市場実勢価格調査を実施した上で実勢価改定を行い、同時に消費税引上げ分を上乗せした。

○保険医療材料制度改革の骨子（平成25年12月25日保険医療材料専門部会資料）抜粋

消費税率変更に伴う取扱い

ア 市場実勢価格加重平均値一定幅方式について

<算出式>

$$\text{新材料価格} = \left(\begin{array}{l} \text{医療機関における販売価格} \\ \text{の加重平均値} \\ \text{(税抜の市場実勢価格)} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} 1 + \text{消費税率} \\ \text{(地方消費税分含む)} \end{array} \right) + \text{一定幅}$$

平成26年4月に予定されている消費税率変更に伴い、今回改定では、消費税率を8%で計算するとともに、改定前の価格の108/105を乗じた額を超えないこととする。

※ 一定幅は、改定前価格の4/100に相当する額

中医協での意見（平成30年10月31日保険医療材料部会）

- 実勢価改定と消費税の引上げ分の上乗せを同時に行う場合には、平成26年度の取扱いに準じて対応するのがよいのではないか。

論点3：改定の算定式（続き）

対応の方向性

- 改定の算定式は、平成26年の取扱いに準じて対応することとしてはどうか。なお、実勢価改定と消費税の引上げ分の上乗せを同時に行う場合以外の場合は、平成26年の取扱いをベースに必要な修正を加えることとしてはどうか。

論点4：適用する改定ルール

論点（平成30年10月31日保険医療材料部会資料）抜粋

- 既収載品に係る材料価格改定ルールとして以下のようなものがある。
- 来年度実施する材料価格改定は、10月からの消費税引上げに伴い必要となるものであり、そのような改定の趣旨や企業の予見性を考えたとき、各種改定ルールの適用及びその方法についてどう考えるか。

既収載品に係る材料価格改定ルール

- (1) 市場実勢価格加重平均値一定幅方式
- (2) 再算定（外国価格に基づく価格調整）
- (3) 機能区分の見直し
- (4) 安定供給確保のための対応

中医協での意見（平成30年10月31日保険医療材料部会）

- 臨時的な改定であるという趣旨を踏まえると、(1) 市場実勢価格加重平均値一定幅方式のみを適用するのがよいのではないか。
- (機能区分の見直し等による) 医療現場の混乱を回避するという観点での検討も必要ではないか。
- 改定の時期が明らかになった上で議論する必要があるのではないか。

論点4：適用する改定ルール（続き）

対応の方向性

- 今回は臨時的な改定であるという趣旨を踏まえ、市場実勢価格に基づく価格調整を行うこととし、再算定や機能区分の見直し等については、2020年通常改定において、その内容を含めて検討することとしてはどうか。

論点5：その他

論点（平成30年10月31日保険医療材料部会資料）抜粋

- 平成30年10月17日中医協総会では、今回の改定を「機能区分特例や期限付き改良加算、再算定のルールにおける『改定』にはカウントしないよう考慮してほしい」との意見が、関係業界から述べられた。
- 各ルールの趣旨を踏まえつつ、その取扱いについてどう考えるか。

中医協での意見（平成30年10月31日保険医療材料部会）

- 今回は通常の改定とは異なる臨時的な改定であると考える。
- 医療現場の混乱を回避するという観点での検討も必要ではないか。

対応の方向性

- 今回は臨時的な改定であるという趣旨を踏まえ、また、2年ごとの通常改定を想定しているイノベーションの評価が短縮されることの影響を考慮し、今回の改定は「機能区分特例」、「期限付き改良加算」「再算定」のルールにおける『改定』にはカウントしないこととしてはどうか。